

eco スマ EV チャージスポット利用規約

オンデマンド版

日本電力株式会社

2025.4.1

第1条（目的）

Eco スマEVチャージスポット利用規約（以下、「本規約」という。）は、日本電力株式会社（以下、「当社」という。）が、提供するEV充電サービス：「eco スマEVチャージスポットオンデマンド版」（以下、「本サービス」という。）に適用する各種条件を定めたものである。

第2条（定義）

1. 「EV」

車載蓄電池に充電を行うことができ、電気を動力とする電気自動車全般（プラグインハイブリッドを含む）をいい、本サービス利用時にあたって申告があった車両をいう。

2. 「EV充電器」

EV区画に設置もしくは設置予定としている、当社指定の普通充電器（ケーブル無しコンセント型）をいう。

3. 「EV区画」

EV充電器を設置もしくは設置予定としている、本物件敷地内の平面駐車区画をいう。尚、来客用駐車場等の共用利用を想定した平面駐車区画については含まない。

4. 「eco スマEVチャージスポット導入に関する契約書」（以下、「EV契約」という。）

本物件事業主と当社の間で締結する、本サービスの運営・料金請求・保守の実施を目的とする契約。本物件引き渡し以降は、EV契約における本物件事業主の立場は管理組合に継承される。

5. 「本物件」

当社の電力提供サービスを採用している物件で、EV契約を締結し、本サービスを供給する集合住宅をいう。

6. 「管理組合」

本物件の管理組合をいう。

7. 「会員」

EV契約を締結した管理組合に所属する区分所有者又は同区分所有者の所有する本物件専有部分の賃借権に付帯して本物件駐車場の利用の権利を有する者（以下、「賃借人」という。）の内、本規約の手続きを経て、当社が入会を認めた者をいう。尚、賃借人に関しては、会員への申し込みにあたって賃貸人の許可を事前に得ることとする。

8. 「eco スマEVチャージスポット利用会員契約（以下、「会員契約」という。）

お客さまが本規約の手続きに基づいて会員となることにより、当社との間に成立する契約をいう。

9. 「本サービス」

当社が入会を承認した会員に対し、EV契約・本規約に基づき、EVへの電気を供給するサービスをいう。

10. 「管理規約」

マンション管理規約集及び駐車場使用細則をいう。

第3条（会員登録の申し込みと会員契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、あらかじめ本規約等の内容に承諾の上、当社所定の申込方法に必要な事項を記載し、申し込みを行う。
2. 前項の申し込みに対して当社において所定の審査を行い、当社が入会を承諾することで会員となり、登録をもって会員契約が成立する。
3. 会員となったお客様には、本サービスを利用するにあたって必要な情報が記載されたガイド（以下、「本ガイド」という。）を発行する。
4. 本ガイドには、本サービス利用開始日等が記載され、会員は利用開始日から本サービスを利用できる。

第4条（会員契約の契約期間）

1. 会員契約は、利用開始日を起算日として、1年間が経過した日までとする。
2. 契約満了月の1ヶ月前までに、会員から当社所定の解約申出書の提出がない限り、契約期間は1年毎の自動延長となる。
3. 当社が提供する電力提供サービスが終了する場合は、EV契約、会員契約共に終了する。

第5条（会員契約の解除）

1. 当社は、会員が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告をすることなく会員契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本規約に違反したとき。
 - (2) 利用料金、その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否したとき。
 - (3) 会員が、EV充電器及びその他電気設備等の当社資産を破壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。
 - (4) 破産、民事再生の法的手続申し立てを受け、又は自ら申し立てを行ったとき。
 - (5) 第三者により仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申し立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (6) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
2. 会員は、本条第1項各号の一に該当した場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとする。
3. 本条の定めに基づいて、会員契約が解除されたことによって、会員に損失、損害、諸費用が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとする。

第6条（会員契約の中途解約）

1. 会員は契約期間中に中途解約する場合、解約日の1ヶ月前までに解約申出書を提出するとともに中途解約金を支払う必要がある。なお、中途解約金は会員の振替口座から一括して振替を行うことにより精算する。
2. 中途解約金の計算方法は、下記の通りとする。
$$\text{会員契約中途解約金} = \frac{\text{「別表1」の最低利用料金 2,750円(税込)} \times \text{契約期間残存月数}}{\text{契約期間}}$$
3. 当社から会員契約を解約する場合は、解約日の6か月前までに、会員に通知することにより解約することができる。

第7条（会員登録内容の変更）

会員は、入会申込時に届け出た、氏名、電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で変更手続きを行うものとする。

第8条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、基本料金と時間料金に定める。
2. 時間料金は、分単位で加算され、1ヶ月の合計利用時間に応じて「別表1」のとおり請求される。
3. 1ヶ月の本サービスの利用が0分であった場合でも、別表1記載の基本料金は請求される。
4. 利用料金は当社の指定する口座振替により支払う。
5. 利用料金は、毎月1日から同月末日までの「1ヶ月」を利用料金の算定期間とする。
6. 利用開始時、契約満了時、及び解約時において、利用期間が月途中となる場合は、基本料金を日割り計算する。

第9条（本サービス利用上の注意と禁止行為）

1. 会員は、本規約に従って本サービスを利用するものとし、本規約に同意しない限り本サービスを利用できないものとする。会員が本サービスを利用した時点で本規約に同意したものとみなす。
2. 当社の許可なくEV区画へEV充電器、EV充電器以外の充電設備、及び蓄電設備等の設置を行ってはならない。
3. 当社の許可なくEV充電器を利用してEV以外の充電を行ってはならない。
4. 当社の許可なくEV充電器及びその他電気設備等の改造、移動を行ってはならない。
5. EV充電器及びその他電気設備等の改造等、その他当社の充電データの採集の妨げに繋がる行為を行ってはならない。
6. 本サービスを利用できる車両は、会員登録した車両に限る。登録車両は、会員が日常的に使用する自家用車を対象としており、社有車・営業車は対象外とする。

7. 当社は、車両等の盗難等の損害については、損害賠償の責任を負わないものとする。
8. 会員は、充電器等の故障により本サービスが利用できない場合でも、利用料金の返還、利用料金の減額等を要求することはできないものとし、あらかじめこれを承諾する。
9. 当社は会員同士の充電器利用に関するトラブルについては一切関与しないものとする。
10. 当社が会員に充電器の鍵を貸与した場合、会員が鍵を紛失した場合、その費用は会員に請求できるものとする。

第10条（本サービスの利用制限と一時停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、何らの通知、催告することなく本サービスの利用制限または一時停止することができるものとする。
 - (1) 当社の会員に対する延滞債権が発生したとき。
 - (2) EV 充電設備の点検・修理・交換等、維持管理する上で、本サービスの利用制限又は本サービスの一時停止が必要と当社が判断したとき。
 - (3) 電力需給ひっ迫時において、本物件全体で、想定を上回る電力の使用が見込まれるとき。
 - (4) 本物件が停電となり、EV 充電器及びその他電気設備等に電力の提供ができないとき。
 - (5) システムや通信等の障害が起こったとき。
 - (6) 本物件全体で、EV を同時に充電できる上限台数を超過したとき。
2. 上記(6)の場合、EV の充電は予約状態となり、前の利用者が充電を完了した段階で予約順により充電が開始される。
3. 本サービスの利用制限または一時停止がなされたのち、その原因となった事象が解消され、本サービスの提供再開を可能と判断した場合、当社はすみやかに本サービスの提供を再開する。

第11条（資産所有区分と維持管理）

1. EV 充電器及びその他充電設備の資産所有区分については、「別表2」の通りとする。
2. 管理組合は、EV 充電器及びその他電気設備等を設置するなど、本サービス提供の為に必要となる敷地、その他共用部分を当社に無償で使用させる。尚、EV 区画の駐車場代に対してはこの限りではなく、本物件の管理規約に従って、各会員が管理組合に対し支払うものとする。
3. EV 充電器及びその他充電設備等について、管理組合及び会員は、所有権を侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。
4. 当社は EV 充電器及びその他電気設備等の保守点検等、運用・維持管理を行うものとし、管理組合及び会員はこれに協力する。
5. 管理組合及び会員は、EV 充電器及びその他電気設備等を善良な管理者の注意をもって

使用・管理することとし、管理組合及び会員の責めによらない事由により毀損し修理が不可能な場合は、当社の負担によりこれを修理又は交換を行う。

6. 管理組合及び会員の故意又は過失によって、EV 充電器及びその他電気設備等が損傷もしくは本サービス業務の履行が困難になった場合は、管理組合及び会員は通常の損害を賠償する責任を負う。

第12条 (EV 区画の使用)

1. EV 区画内において、EV 利用者が存在しない間、当該区画の利用方法は EV 区画以外の平面駐車場（以下、「通常区画」という。）と同様とし、その利用方法の詳細は本物件の管理規約に基づく。
2. EV 区画内駐車中のお客様が、本サービスの利用を希望する場合は、本規約第3条の手順に基づき会員となり、当社は、EV 区画に EV 充電器及びその他電気設備を設置する。
3. 通常区画駐車場のお客様が、本サービスの利用を希望する場合は、以下の条件を満たす必要がある。条件を満たした後に、当社は EV 充電器及びその他電気設備を設置する。
 - ① EV 区画内に本サービスを利用していない区画がある。
 - ② 上記①の EV 区画利用中のお客さまと、本サービス利用希望のお客さま双方から駐車区画入替の同意が得られる。
 - ③ 駐車区画の入替を管理組合に了承される。
4. EV 区画使用に関する係る詳細は、本物件の管理規約に従う。駐車区画の入替等の運営方法が管理規約に記載されている場合、本規約より管理規約が優先される。

第13条 (不可抗力と免責)

1. 天災地変、暴動等当事者の合理的な支配を超える自然的もしくは人為的な事由により、EV 充電器及びその他電気設備等を通して EV が故障するほどの過電流が流れ、EV が走行不能になった場合、当社はこれによって発生した損害を補償しない。
2. 当社による本サービスの利用制限や一時停止により、EV に十分な充電を行えなかった場合、当社はこれによって発生した損害を補償しない。
3. 本規約、本サービス及び会員契約に関して、管理組合又は消費者契約法上の消費者に該当しない会員が損害を被った場合、当社はその損害を補償しない。
4. 本規約、本サービス及び会員契約に関して、当社の責めに帰すべき事由により会員（前項の会員を除く。以下本項において同じ。）が損害を被った場合、当社は、その現実かつ直接に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害 及び弁護士費用を除く。）の範囲内で、かつ当該損害（継続的に発生する損害が発生した場合は、その発生開始時点を起算日とする）の発生から過去12か月以内に当該会員から支払われた利用料金の総額を限度として、当該会員の損害を補償するものとする。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は 本項の定めは適用されないものとする。

第 14 条（譲渡等の禁止）

管理組合及び会員は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本規約、本サービス及び会員契約に基づく地位又は権利義務を第三者に譲渡、移転又は担保に供してはならない。

第 15 条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、個別に管理組合及び会員と合意することなく、本規約を変更することができるものとする。
 - (1) 本規約の変更が、管理組合及び会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項の定めにより当社が本規約を変更する場合、当社は、変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容、並びに変更の効力発生日を当社のホームページに掲載その他の適切な方法により周知し、かつ、当社が必要と判断した場合は、管理組合及び会員等に通知するものとし、当該変更の効力発生日に、本規約の変更の効力が生じるものとする。

第 16 条（専属的合意管轄）

本規約及び本サービス及び会員契約に関して紛争が生じた場合は、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

最終更新日：2025 年 4 月 1 日

別表

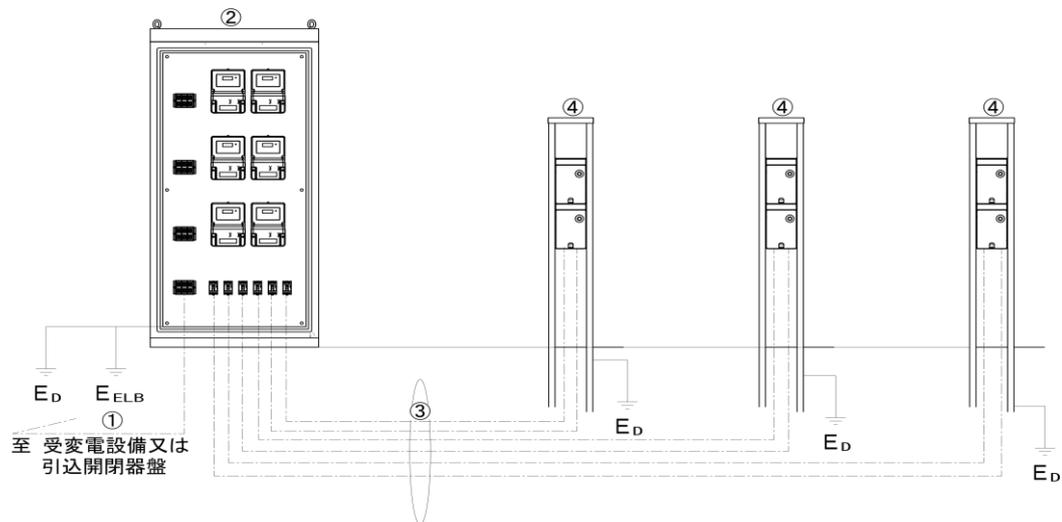
<別表1：会員利用料金>

項目（利用時間）	料金（消費税込）
～12 時間未満／月 利用	2,750 円／月 （内訳：基本料金 1,100 円 時間料金 1,650 円）
12～24 時間未満／月 利用	4,400 円／月 （内訳：基本料金 1,100 円 時間料金 3,300 円）
24～36 時間未満／月 利用	6,050 円／月 （内訳：基本料金 1,100 円 時間料金 4,950 円）
36～48 時間未満／月 利用	7,700 円／月 （内訳：基本料金 1,100 円 時間料金 6,600 円）

<別表2：資産所有区分>

	項目	管理組合 （事業主）	日本電力 （日本電力）
①	一次側配線（本工事）	○	
	一次側配線（引渡以降）		○
	同上配管	○	
②	EV 充電制御盤		○
	同上基礎（設置工事含）	○	
	配線関係接続工事（引渡以降）		○
	電力量計		○
③	二次側配線（引渡以降）		○
	同上配管	○	
④	EV 充電器		○
	同上基礎	○	

イメージ図



図は資産区分を表すもので、EV 充電器の種類、設置数を表すものではありません。

■お客さまの個人情報の取扱いについて

当社では会員の個人情報の適切な保護をおこなうため、以下のように取り扱っておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

1、個人情報の収集・利用について

本サービスを提供するために、お客さまのお名前、ご住所、電話番号等の個人情報を収集させていただきます。お客さまから収集させていただきました個人情報は、管理者を置いて適切に管理し、以下の目的に限定して利用させていただきます。

- ・本サービスの提供
- ・新サービスや新商品等のご案内
- ・その他本サービスの提供に必要な範囲内での利用

2、個人情報の第三者への提供および処理の委託について

お客さまの個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き第三者に提供いたしません。
本サービスの提供のために必要な処理を委託する場合
法令の規定に基づき、提供しなければならない場合
その他のお客さまの同意を得た場合

3、個人情報の開示・訂正等の請求について

お客さまの個人情報について、お客さま本人から所定の手続きにより開示請求があれば、原則として、その内容をお知らせします。また、お客さまの個人情報のないようについて誤りがある場合は、適宜訂正等させていただきます。

上記の取扱いについては、お客さまが本サービスの利用を申し込みされたことをもって、同意されたものとみなします。お客さまの個人情報の取扱いについてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】日本電力株式会社（あなぶきコールセンターによる一次受付）
フリーコール：0800-100-2110